

国保だより

平成23年11月30日発行

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

各種申請書は、熊本県歯科医師会ホームページの会員専用ページから、ダウンロードできます。
<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名

パスワード

なお、ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということを厳守の上、外部への流出がございませんよう、管理については細心の注意をお願い致します。

■下記の申請書がダウンロードできます。

- 氏名変更届
- 住所変更届
- 健康診断補助申請書
- 国民健康保険法第116条該当届出
- 健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 人間ドック補助申請書
- 保養施設補助交付申請書
- 健康保持増進事業補助申請書
- B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- インフルエンザワクチン接種補助申請書
- 委任状

※他の申請書(資格取得届や資格喪失届など)は、組合までご連絡いただいてから郵送いたします。

傷病手当金の申請について

組合員の方が病気やけがなどで入院された場合、**1日につき2,000円**の手当金を支給しています。詳しくは次のとおりです。

◇対象となる方は： 加入から185日を経過した甲種組合員(先生)及び乙種組合員(従業員)本人

◇給付の限度日数： **年度90日まで**

◇申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。

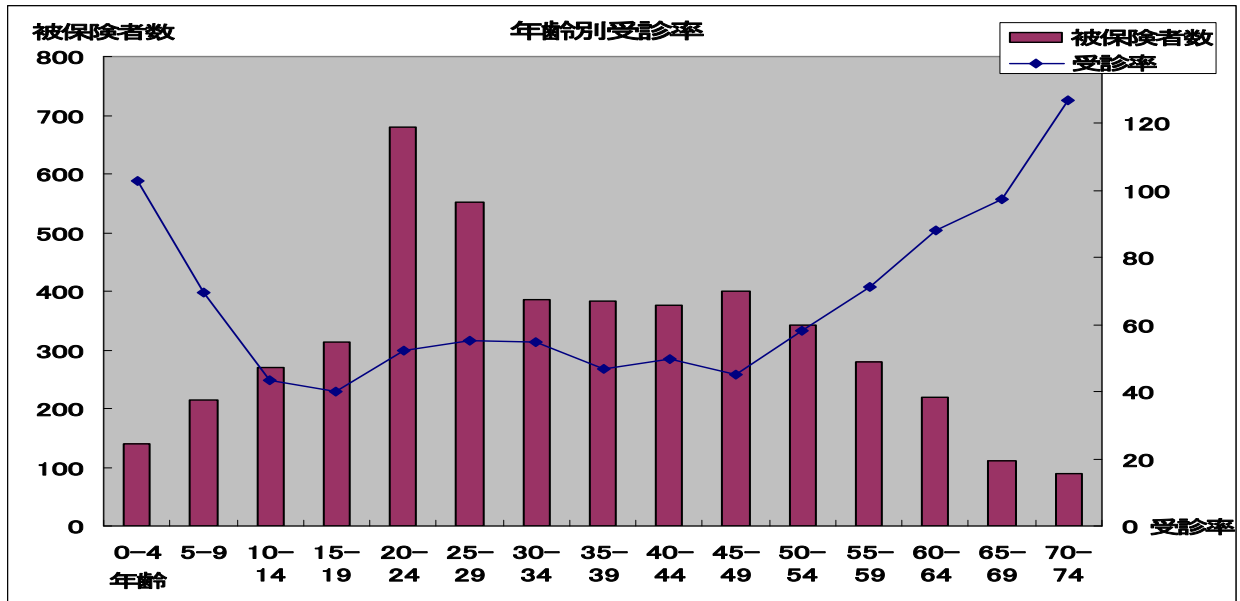
その申請書を提出していただいた後、医療機関からのレセプトと照合し給付を決定します。

※甲種組合員(先生)には、こちらから申請用紙をお送りしますので、お申出は必要ございません。

平成22年度 国保組合の医療費分析

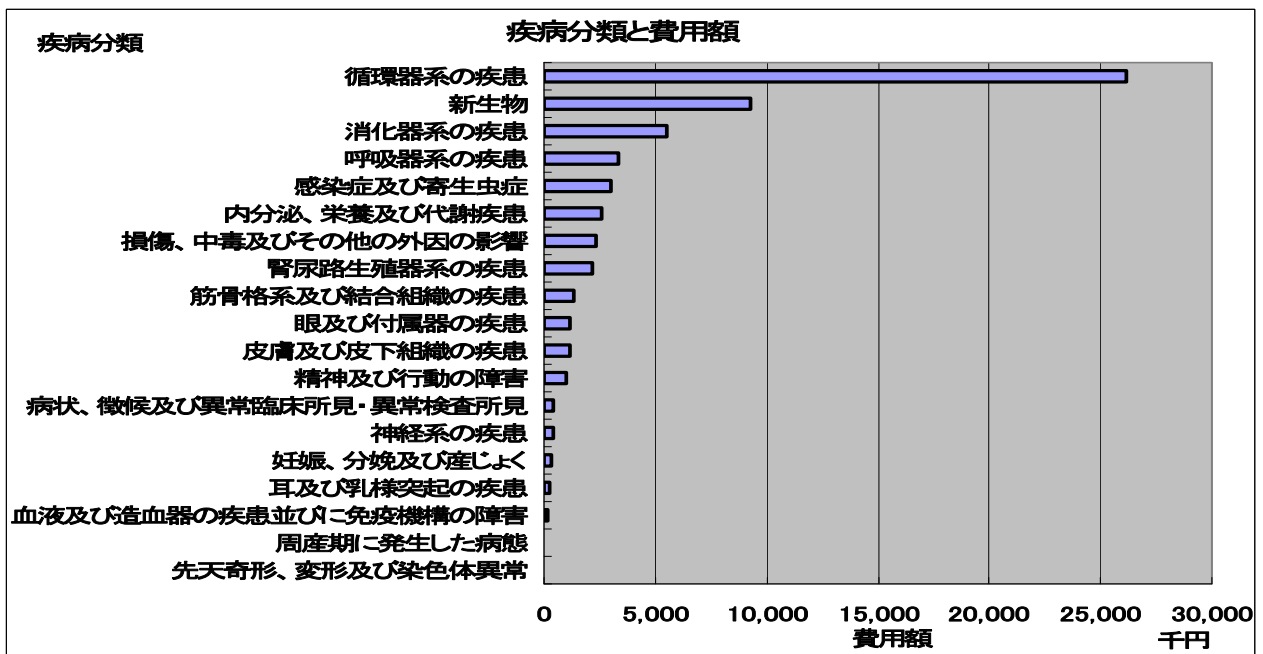
平成22年度の国保組合の医療費について分析しましたので、ご参考ください。

■年齢別受診率



0～4歳の受診率は103%で、徐々に低下し、45～49歳以降から上昇し、60～64歳では88%、70～74歳では127%となっています。全体の平均受診率は、58%となっています。

■疾病分類と費用額



1位:循環器系の疾患(心不全、狭心症、心筋梗塞、くも膜下出血、脳梗塞などの病気)

2位:新生物(がん)

3位:消化器系の疾患(消化管、肝臓、すい臓、胆のう、胆管などの病気)

となっています。

重要！

該当する事業所は手続きを！

健康保険適用除外とは？

法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、強制適用事業所(**常時5人以上**の従業員を抱えている診療所)は社会保険(健康保険と厚生年金)の強制加入となっていますが、**適用除外の申請をされますと、従来どおり歯科医師国保組合の被保険者として継続できる制度です。**

※適用除外申請は、**事実発生から5日以内**に管轄の年金事務所へ届け出を行う必要があります。手続きが遅れないようにご注意ください。

★ 適用除外は随時必要です！

すでに適用除外をしている事業所で新たに従業員さんを雇い入れる場合、その従業員さんについて**随時適用除外の申請が必要**です。

★ パートさんの取り扱い

従業員の人数としてカウントするときパート、アルバイトさんについては人数に含める必要はありませんが**労働時間が常勤の4分の3以上をこえるときはパート・アルバイトであっても常勤と同じ扱い**を受けます。

★ パート証明の提出

法人及び強制適用事業所においては、パート証明を提出していただいております。様式は組合にごございますのでご連絡下さい。



パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

★ 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所へ

従業員数が4名以下になり、**適用除外の資格喪失を年金事務所(旧社会保険事務所)に提出された場合は必ず組合へご連絡下さい。**

■ 適用除外申請の流れ

1. 適用除外を受けようとする方について申請書に記入・捺印する。(正・副2枚とも)(印鑑は認め印で可)
2. 歯科医師国保組合へ送付する(正・副2枚とも)。当組合で承認した後、再び先生へ郵送します。
3. 承認された(当組合の印鑑のある)申請書をもって、管轄の年金事務所で手続き。
4. 年金事務所の事務手続き終了後、年金事務所の承認印が押された適用除外の申請書(副)が控えとして交付されますので、これを当組合までファックスもしくはコピーを郵送してください。

※過去に手続きをされて、まだ“副”をお送りいただいてない分がございましたら、必ずお送りください。

こんな時どうなる？

当組合で
よくあるご質問に
お答えします。

Q 傷病手当金(乙種組合員)の振込み日はいつですか？

A 毎月月末を予定しております。
ただし、入院されてから約2ヶ月後にレセプトで入院日数等を確認後、お振込みとなりますので、
予めご了承ください。

他の支給日は下記の予定となっております。

支給内容	振込み日
療養費	毎月21日
高額療養費	毎月21日
傷病手当金(甲種組合員)	毎月10、21日、月末

※振込み日が土・日曜日の場合、前倒しになります。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>